

騒音に係る環境基準の A A 地域の見直しについて

騒音に係る環境基準の A A 地域（特に静穏を要する地域）について、大阪市立貝塚養護学校（貝塚市）の廃校に伴い、A A 地域から同校の敷地を削除する。

1 騒音に係る環境基準の概要

騒音に係る環境基準は、平成 10 年環境庁告示第 64 号により、地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が定められ、各類型に当てはめる地域は、環境基本法第 16 条第 2 項により都道府県知事が指定することになっている。

地域の類型は

- ・ A A 地域 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域
- ・ A 地域 専ら住居の用に供される地域
- ・ B 地域 主として住居の用に供される地域
- ・ C 地域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

2 類型ごとに当てはめる地域の指定について

本府では平成 11 年 3 月 19 日大阪府公告第 29 号により、騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定を行っている（裏面）。

A A 地域の指定

貝塚市の「大阪市立貝塚養護学校」の敷地

富田林市の「府立金剛コロニー」の敷地

貝塚市の大阪市立貝塚養護学校が廃校されたため、地元市等の関係機関と調整を図り、A A 地域から同校の敷地を削除する。

騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定（案）

< 一般地域 >

| 地域の類型 | 基準値 | | 該当地域 | 該当地域の見直し案 |
|-------|-------------------------------|----------------------------------|---|---------------|
| | 昼間 〔午前 6 時から 午後 10 時まで〕 | 夜間 〔午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで〕 | | |
| AA | 50 デシベル 以下 | 40 デシベル 以下 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 貝塚市橋本 大阪市立貝塚養護学校の敷地 </div> 富田林市大字甘南備 大阪府立金剛コロニーの敷地 | 削除 同 左 |
| A | 55 デシベル 以下 | 45 デシベル 以下 | 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 | 同 左 |
| B | 55 デシベル 以下 | 45 デシベル 以下 | 都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域（AA に該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。） | 同 左 |
| C | 60 デシベル 以下 | 50 デシベル 以下 | 都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。） | 同 左 |

注) 地域の類型

- AA : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域
- A : 専ら住居の用に供される地域
- B : 主として住居の用に供される地域
- C : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域